

母子・父子・寡婦福祉資金貸付一覧表

(令和5年4月1日現在) 広島県

貸付金の種類	貸付対象	貸付内容	貸付金額の限度	継続資金の貸付期間	据置期間	償還期限(据置期間経過後)	条件(利率)	違約金
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦等 母子・父子福祉団体	事業を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	1回につき 3,260,000円 1回につき 4,890,000円(団体) ※複数の母子家庭の母等が共同して起業する場合の限度額は団体貸付の限度額を適用できるものとする。	-	貸付の日から1年	7年以内	原則連帯保証人が必要 保証人有 無利子 保証人無 年1.0%	
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦等 母子・父子福祉団体	現に営んでいる事業を継続するために必要な運転資金等	1回につき 1,630,000円	-	貸付の日から6か月	7年以内		
修学資金	母子家庭の児童等 父子家庭の児童等 父母のいない児童等 寡婦等の被扶養者	高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院又は専修学校に就学させるために必要な資金(授業料、書籍代、交通費等)	※学校種別・学年別は右表のとおり 高等学校、高等専門学校又は専修学校に就学している児童が、18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより、児童扶養手当などの給付を受けられなくなった場合は、当該修学期間中、当該額を加算した額。	修学の期間中	修学終了後6か月	10年以内 (専修学校の一般課程 5年以内)	無利子	延滞元 利金 額 に つ き 年 三 パ ー セ ン ト 令 和 2 年 3 月 3 1 日 以 前 は 五 %、 平 成 2 7 年 3 月 3 1 日 以 前 は 一 〇・ 七 五 %
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦等	自ら事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月 額 68,000円 必要に応じて、一括して貸付けることもできる。 (81万6千円が限度) (自動車運転免許を習得する場合 460,000円)	習得期間中の5年以内	習得期間終了後1年	20年以内	原則連帯保証人が必要 保証人有 無利子 保証人無 年1.0%	
修業資金	母子家庭の児童等 父子家庭の児童等 父母のいない児童等 寡婦等の被扶養者	児童や子が、事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するための資金	月 額 68,000円 修業中、児童について18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより、児童扶養手当などの給付を受けられなくなった場合は、当該額を加算した額 (高校3年在学時に就職が決定した児童が自動車運転免許を習得する場合 460,000円)	習得期間中の5年以内	習得期間終了後1年	20年以内	無利子	
就職支度資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 父母のいない児童 寡婦等	就職するために必要な資金(被服購入費等)	1回につき 105,000円 (自動車購入 1回につき 340,000円)	-	貸付けの日から1年	6年以内	※親に係る貸付けの場合 原則連帯保証人が必要 保証人有 無利子 保証人無 年1.0% ※児童に係る貸付けの場合 無利子	
医療介護資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 (介護の場合は児童を除く) 寡婦等	医療又は介護を受けるために必要な資金	医 療 340,000円 (所得税非課税 480,000円) 介 護 500,000円	-	医療又は介護期間終了後6か月	5年以内		
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦等	知識技能を習得している間、医療若しくは介護を受けている間、ひとり親家庭になって間もない(7年未満)者の生活を安定・継続する間(生活安定期間)、又は失業中の生活を安定・継続するために必要な資金	(技能習得) 月 額 141,000円 (その他) 月 額 108,000円	知識・技能習得期間中の5年以内又は医療介護を受けている期間中の1年以内又は離職した日の翌日から1年以内	知識・技能習得期間又は医療・介護を受ける期間又は失業貸付期間終了後6か月	20年以内(技能習得) 5年以内(医療介護) (失業中)	原則連帯保証人が必要 保証人有 無利子 保証人無 年1.0%	
	母子家庭の母となつて7年未満の者 父子家庭の父となつて7年未満の者	家計急変者が、児童扶養手当の支給が開始されるまでの生活安定・維持するのに必要な経費	月 額 108,000円 (貸付合計259万2千円以下) 養育費取得のための裁判費用については、数ヶ月分を一括貸付(1,260,000円を限度)できる。	貸付を受け始めてからおおむね3ヵ月以内	貸付期間終了後6か月	8年以内		
	母子家庭の母 父子家庭の父	児童扶養手当相当額	児童扶養手当相当額	貸付を受け始めてからおおむね3ヵ月以内	貸付期間終了後6か月	10年以内		
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦等	住宅を建設、購入、補修、保全、改築、又は増築等するのに必要な資金	1回につき 1,500,000円 (災害、老朽等による増改築等2,000,000円)	-	貸付けの日から6か月	6年以内(特別7年以内)		
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦等	住宅の貸借に際し必要な資金(敷金、前家賃等)	1回につき 260,000円	-	貸付けの日から6か月	3年以内		
就学支度資金	母子家庭の児童等 父子家庭の児童等 父母のいない児童等 寡婦等の被扶養者	児童や子の入学、修業施設への入所に際し必要な資金(被服購入費等)	小 学 校 64,300円 中 学 校 81,000円 (小・中学校の就学支度資金については、所得税非課税世帯の場合に限る。 自 宅 自 宅 外 高等学校等 注4) 150,000円 160,000円 私立の高等学校等 注5) 410,000円 420,000円 修業施設 注6) 272,000円 282,000円 国立の大学等 注7) 410,000円 420,000円 私立の大学等 注8) 580,000円 590,000円 専修学校(一般課程) 150,000円 160,000円 国立の大学院 380,000円 380,000円 私立の大学院 590,000円 590,000円	-	小学校・中学校…児童が満15歳に達した日の属する学年を終了後6か月を経過するまで その他…修学又は修業の終了後6か月を経過するまで	10年以内(就学) 5年以内(修業)	無利子	
結婚資金	母子家庭の児童等 父子家庭の児童等 寡婦等の被扶養者	児童や子の婚姻に際し必要な資金	婚姻する者1人につき 310,000円	-	貸付けの日から6か月	5年以内	原則連帯保証人が必要 保証人有 無利子 保証人無 年1.0%	

学校種別・学年別修学資金貸付限度額(月額)一覧表

(単位:円)

学校等種別		学年別	学年別				
			1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校(高等課程) 注1)	国公立	自宅通学のとき	27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学のとき	34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅通学のとき	45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学のとき	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅通学のとき	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学のとき	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅通学のとき	48,000	48,000	48,000	98,500 (89,000)	98,500 (89,000)
		自宅外通学のとき	52,500	52,500	52,500	115,000 (102,500)	115,000 (102,500)
専修学校(専門課程)	国公立	自宅通学のとき	67,500	67,500			
		自宅外通学のとき	78,000 (77,500)	78,000 (77,500)			
	私立	自宅通学のとき	89,000 (84,500)	89,000 (84,500)			
		自宅外通学のとき	126,500 (108,500)	126,500 (108,500)			
短期大学	国公立	自宅通学のとき	67,500	67,500			
		自宅外通学のとき	96,500 (86,500)	96,500 (86,500)			
	私立	自宅通学のとき	93,500 (86,500)	93,500 (86,500)			
		自宅外通学のとき	131,000 (110,500)	131,000 (110,500)			
大学	国公立	自宅通学のとき	71,000 (69,500)	71,000 (69,500)	71,000 (69,500)	71,000 (69,500)	
		自宅外通学のとき	108,500 (92,500)	108,500 (92,500)	108,500 (92,500)	108,500 (92,500)	
	私立	自宅通学のとき	108,500 (95,000)	108,500 (95,000)	108,500 (95,000)	108,500 (95,000)	
		自宅外通学のとき	146,000 (121,000)	146,000 (121,000)	146,000 (121,000)	146,000 (121,000)	
大学院	修士課程	132,000	132,000				
	博士課程	183,000	183,000	183,000			
専修学校(一般課程)		52,500	52,500				



注1) 修学年限が本表の学年を超える場合は、「相談窓口」でご相談ください。
 注2) 予備校は、貸付対象から除かれます。
 注3) 大学等修学支援により入学金や授業料の減免を受ける場合、もしくは日本学生支援機構等による奨学金を受ける場合は、修学資金及び就学支度資金の貸付限度額が変わりますので、「相談窓口」でご相談ください。
 注4) 国立の高等学校、専修学校(高等課程)
 注5) 私立の高等学校、専修学校(高等課程)
 注6) 高等学校卒業者が入所する場合(中学校卒業者が入所する場合は、「高等学校等」に準じて取扱う)
 注7) 国立の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)
 注8) 私立の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)
 注9) 括弧内: 修学する児童等を扶養する父母等に対する修学資金の貸付については、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第4条に定める計算方法に基づき算出したその者の前年所得が682万円(年取目安900万円)(扶養親族等が2人以上の場合、682万円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき38万円を加算した額)を超える場合
 ※寡婦等とは、寡婦及び40歳以上の配偶者のいない女子をいう。